

## 第1章 CSR 報告書の意義と近年の動向

### 1. CSR の取り組みにおける CSR 報告書の意義と機能

今日、多くの企業が、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、以下「CSR」とする）を果たすために、さまざまな取り組みを進めている。

このCSRという社会とは、抽象的に存在する社会一般というよりは、企業自身が事業活動を進める際に重要な利害関係を有するステークホルダーの総体と理解した方が良いでしょう。消費者や労働者、投資家、地域社会、政府、国際機関、NGO/NPOなど、多種多様なステークホルダーが存在し、企業活動によって様々な側面で影響を受けているのである。このような影響には、市民生活をより豊かにし、雇用や配当、税金などをもたらすなど、積極的なものもあれば、公害問題や人権侵害など、社会生活や社会秩序に対して深刻な損害をもたらすものもある。このように、このCSRは、単に企業内部における問題意識の醸成のみによって培われてきたわけではない。環境問題や人権問題、さらには消費者保護などの観点から、深刻な悪影響を及ぼす不祥事等の発生を受けて、前述したステークホルダーからの責任追及を受けるなかで、やはり営利を目的とした企業にあっても、営利以外の価値を確保することが重要であるとの社会認識が生み出されてきたのである。また、企業自身もそのような自身の事業活動を確保することで、ステークホルダーによるレピュテーションを確保し、それが消費活動や投資活動へと反映されたり、労働効率が向上したり、訴訟などのリスクを避けるなど、長期的に「見識ある自己利益<sup>1</sup>」を得ることができる。したがって、企業活動が与える便益を最大化し、悪影響を極小化することが、企業とステークホルダー双方にとって、持続可能な社会を実現するために、極めて重要である。そうした、一連の社会的作用を含めて、事業活動を是正していくことが、まさにCSRと呼ばれる取り組みなのである<sup>2</sup>。

では、CSRとして企業がどのような取り組みを求められるのだろうか。企業が実現すべき営利以外の価値に関して言えば、ステークホルダーの価値観や態度、時代や地域によって比重が異なりうるのであり、それを反映するようにCSRの促進を目指す文書が今日多数策定されている。これらの内容は、その範囲について異同があるし、その具体性の程度にも差がある。そのため、企業はそれぞれの実

---

<sup>1</sup>梅田徹『企業倫理をどう問うか：グローバル化時代のCSR』（日本放送出版協会、2006年）、53-53頁。

<sup>2</sup> その経緯等については、2007年3月に取りまとめた、当研究所編『部落解放・人権研究報告書 No.6 2005年度版CSR報告書における人権情報』第1章に、若干まとめているので、参照されたい。

情に応じて取捨選択すればよいとする議論もある。しかしそうは言っても、取捨選択によって取り組みが不十分な分野が生じ、その結果不祥事や深刻な損害が発生すれば、社会からの厳しい指摘を受けることは免れないであろう。したがって、可能な限り、各分野について取り組むことが重要である。このような重要性を受け、CSRの具体的な内容については、若干の異同があるにしても、今日おおむね確立しつつある。それらの分野は、幾つかのガイドライン等で指標化されているが、大きく分けて、「経営の公正さ」、「社会的公正さ」、「環境への配慮」に分類される。これをトリプルボトムラインと読んでいる。人権問題は、「社会的公正さ」に分類されているところである。

ところで、先ほど述べたように、CSRという概念が登場した背景にステークホルダーとの関わりが存在しているが、CSRそれ自体にも、かかるステークホルダーとの対話が重視されている。谷本寛治は、その著書においてCSRを「経営活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み、アカウンタビリティを果たしていくこと」と定義し、説明責任を果たすことそれ自体がCSR活動に含まれるとしている。つまり、CSRを実践する際に、単に企業内部での取り組みに止まることなく、その取り組みの状況をステークホルダーに対して説明し、真摯な対話を経て、内容をより深めていくことが重要であるとされているのである。

この説明責任を果たすためのコミュニケーション媒体には、さまざまなものがありえるが、その一つとして最も重視されているのが、今回収集・分析したCSR報告書なのである。

このようなCSR報告書の機能として、環境省は、外部機能と内部機能とに分類し、次のような5つの機能があるとしている。すなわち、外部機能として①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能、②ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能、③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（制約と評価）による環境活動等の推進機能、さらに内部機能として④自らの環境配慮等の取り組みに関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能、そして⑤経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能である<sup>3</sup>。すなわち、このCSR報告書を取りまとめることを通じて、ステークホルダーへの情報開示や情報提供を行うとともに、CSR活動の進捗状況をチェックし、企業内部での意識の高揚を図ることが可能となり、もってCSR活動をより一層促進することに繋がるといえよう。逆にいえば、かかる報告書に、各企業の実情を十分反映しておかなければ、CSR活動が停滞するおそれがあるのである。

もちろん、CSR報告書を作成するには、その費用や作業量も含めて、企業は負担しなければならないのであるから、おのずと限界はあろう。紙幅の限りもあって、あらゆる情報を盛り込むことは困難といわなければならない。また、企業それぞれには、業種の違いや、CSRの進捗状況の違いなどによって、優先順位があるかもしれない。そのために、開示すべき情報の取捨選択を迫られることもある

---

<sup>3</sup> 環境省『環境報告ガイドライン～持続可能な社会を目指して～(2007年度版)』、2007年6月、11-13頁。

だろう。さらには、CSR活動を企業戦略に取り入れるという観点から、積極的な側面を前面に打ち出し、かかる戦略上重要でない事項、さらに企業の名声を下落させかねない情報を開示しないということもあるかもしれない。しかしながら、その状態を固定的なものとして捉えて、致し方なしとするわけにはいかない。報告書の内容が仮に不十分であるとすれば、かかるギャップを埋めるのが、まさにステークホルダーとの真摯な対話なのである。CSR報告書は、かかる対話と一体のものでなければならない。言い換えれば、当該報告書は、ステークホルダー・ダイアログの「入口」なのである。したがって、企業のみならず、ステークホルダーもまた、このCSR報告書を重視しなければならない。

そのような意味でも、CSR報告書を収集し、かかる記載内容をステークホルダーの立場から分析し、内容の可否を検討することは、極めて重要なのである。

## 2. CSR報告書における内外の動向

上記のような意義から、各企業はそれぞれのCSRに関する取り組みを公表することが求められるのであるが、CSRを促進してきた内外の諸機関においても、かかる報告書の重要性を認めて、報告書作成を促している。そこで、かかる動向について、若干紹介することとする。

### (1) 国際社会の動向

#### ① 国際連合グローバル・コンパクトにおける

##### 「コミュニケーション・オン・プログレス」(COPs)

2000年7月26日に発足した国連グローバル・コンパクトは、グローバル化に伴う諸課題の解決のために、人権、労働、環境、腐敗防止の分野において10原則を掲げ、各企業と取極めを締結し、「責任ある企業市民として向上」することを求める取り組みであるが、2003年1月、「コミュニケーション・オン・プログレス」(COPs)を提出するよう参加企業に求めることとした。この仕組みは、参加企業に対して、かかる10原則の実施状況と、その結果得られた成果について、毎年報告するよう求めるものであるが、これにより、各企業のステークホルダーに対して情報を提供し、グローバル・コンパクトの誠実性を確保することとしている<sup>4</sup>。

COPsを実施するために、グローバル・コンパクト事務局は、2004年7月8日に、「COPsに関するガイドライン」をとりまとめた。ここでは、その形式については多様なものであってよいとされているが、次のような内容を盛り込まなければならないとしている。

1. GC 支持継続の表明を、最高経営責任者、会長、又はその他の経営幹部の公開状、又はメッセージによって示す。
---

<sup>4</sup> なお、継続してグローバル・コンパクトに参加するためには、このCOPsを公表していることが条件となっている。

2. GC の原則に沿って実際に行った前会計年度の活動を、文書によって示す。
3. 活動の結果得られた成果、あるいは得られることが期待される成果を、できる限り 2002 年のグローバル・リポーティング・イニシアチブ (GRI) ガイドラインなどの指標を用いて計測する。

COPs 発足当初より、GRI (後述) などの指標を用いて、取り組みの成果を示すことを求めてきたのであるが、2006 年 10 月 6 日、GRI と (後述) 戦略的提携を結成した。両者は、原則面、実施面、報告面でも共通性があること、規格や基準などが多様化していることなどを考慮して、提携するに至った。この提携に基づく成果として、「つながりをつくる： 国連グローバル・コンパクトのコミュニケーション・オン・プログレスに GRI の G3 報告ガイドラインを使う」というツールを、同日公表した<sup>5</sup>。これは、COPs を作成する際に、GRI のサステナビリティ報告書ガイドラインをどのように活用すれば、報告義務を果たすこととなるかを示すものである。この動きは、CSR に関する国際的な基準・規範が増加する中で、内容の共通性を確保することにより、企業側の混乱を防止する意味で、重要であろう。

## ② グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI) による

### サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインの改訂

企業における CSR 活動の公表を促し、もって CSR 活動の促進をはかる国際 NGO である GRI は、2006 年 10 月、サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインを改訂し、第 3 版を発表した。このガイドラインは、経済性のみならず、社会、環境問題についても情報公開を企業に求めるものであるが、社会性の一分野である人権の項目に関しては、とりわけ差別問題に関わって、従前の差別撤廃の方針・手順・プログラムの記述に止まらず、発生した差別事件の総数とそれについて行った取り組みを記述するよう求めている。CSR に関する取り組みが、仕組みを構築する段階から、運用する段階に移っていることが、ここにも見て取れる。なお、この第 3 版については、NPO 法人サステナビリティ日本フォーラムが日本語に翻訳し、その普及に努めているところである<sup>6</sup>。

## (2) 日本国内の動向

### ① 環境省における環境報告ガイドラインの改訂

前述したように、環境省は、「環境報告書ガイドライン (2003 年度)」を策定し、環境報告書の普及促進を図ってきたが<sup>7</sup>、今日の CSR への関心の高まりなどを踏

<sup>5</sup> 詳細については、<http://www.unic.or.jp/globalcomp/news/061114.htm> (2008 年 1 月 17 日掲載確認)

<sup>6</sup> サステナビリティ日本フォーラムによる日本語訳は、執筆時点では「和訳暫定版」として頒布されている。<http://www.sustainability-fj.org/gri/g3/index.php> (2008 年 1 月 17 日掲載確認)

<sup>7</sup> <http://www.env.go.jp/policy/report/h15-05/> (2008 年 1 月 17 日掲載確認)

まえて、「環境報告書ガイドライン改訂研究会」と「環境パフォーマンス指標ガイドライン改訂ワーキンググループ」を設置した。それぞれ5回・4回の会合を経て、「環境報告ガイドライン（2007年度版）を2007年6月に公表した<sup>8</sup>。以前のガイドラインにおいても「社会的取組の状況」が盛り込まれており、社会性（具体的には労働安全衛生、人権及び雇用、地域の文化、情報開示、広範な消費者保護及び製品安全、政治お及び倫理、個人情報保護等）について、記載することが望ましい事項を挙げていたが、2007年度版においては、それらの項目をより拡充している。人権に関する情報・指標については、雇用に関する情報・指標と分離され、差別対策の取組状況及び人権に関する従業員への教育研修が新たに盛り込まれた。

とはいえ、この項目には、これらのほかには、人権に関する方針・計画・取組、児童労働、強制・債務労働防止の取組状況が挙げられているに止まっている。また、社会性に関する他の項目についても、環境問題に関する部分と異なり、記載例等の紹介は行われておらず、労働安全衛生及び雇用の部分について、取り組みに関するガイドラインが計7点紹介されているにすぎない。所轄の問題があるにせよ、多くの企業がかかるガイドラインに基づいて報告書を作成している現状を考えれば、当該ガイドラインの作成に当たっては、経済産業省及び厚生労働省等、CSRに関わる省庁や各分野のステイクホルダーが参画して策定することが重要ではなかろうか。

## ②多様な機関によるCSR報告書に関する調査の実施

また、CSR報告書の収集・配布を行う行政機関やNGO等が、CSR報告書に関する調査を行っている。「環境報告書プラザ」<sup>9</sup>というサイトを運営する経済産業省では、「環境報告書プラザに関するアンケート調査」を実施し、2007年1月に報告書を取りまとめた<sup>10</sup>。ここでは、環境報告書掲載企業と一般利用者にアンケートを実施し、環境報告書の認知度や利用目的などについて調査している。

法律家が中心となって、人権問題について調査・研究している自由人権協会は、企業と人権についても精力的な研究活動を進め、「企業と人権に関するガイドライン案」とともに、国産自動車メーカーのCSR報告書について検討した結果を踏まえ、「CSR報告書の人権関係評価項目案」を提案している<sup>11</sup>。

さらに、環境gooでは、環境・社会コミュニケーションの深化を図る観点から、「環境・社会報告書リサーチ」を毎年実施し、環境goo会員及び企業担当者を対象にしたアンケート調査を実施している。毎年調査項目は変化しているが、報告書に対する読者の満足度や、報告書の記載内容の信頼性など、報告書に関連する

<sup>8</sup> <http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/index.html>（2008年1月17日掲載確認）

<sup>9</sup> このサイトでは、企業のみならず、独立行政法人、国立大学法人などが発行したCSR報告書を収集、検索可能なデータベースを公表しており、極めて有用である。<http://www.ecosearch.jp/>（2008年1月22日掲載確認）

<sup>10</sup> <http://www.ecosearch.jp/070131EcoResearch.pdf>（2008年1月22日掲載確認）

<sup>11</sup> <http://www.jclu.org/company.html>（2008年1月22日掲載確認）

重要事項についての意識が垣間見え、大変興味深い<sup>12</sup>。

---

<sup>12</sup> <http://eco.goo.ne.jp/> (2008年1月22日掲載確認)